

A5 正社員と同様、パートタイム労働者にも労働基準法や男女雇用機会均等法などが適用されます。しかし、正社員に比べて遵守されにくいいため、パートタイム労働者に特化した「パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」により特別に保護しています。

[解説]

パートタイム労働者（法律上は「短時間労働者」）とは、同事業所の通常の労働者に比べて、1週間の所定労働時間が短い労働者をいいます。

例えば、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員など呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者は「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の適用を受けます。反対にパートタイマー、アルバイトなどと呼ばれているからといって、「パートタイム労働者」と決めつけるような取り扱いは認められていません。

【パート法2】